

(介護予防) 短期入所療養介護 利用料

● 1日あたりの利用料金 ※ 下記の金額の他、加算一覧で○がついている金額が利用日数等に応じて別途加算されます。

介護度	基本サービス費			食費 (1日3食) 1,600円 朝: 380円 昼: 610円 夜: 610円 ※注1	居住費 (1日利用) 2,066円 ※注意1	合計 ※3食込の金額		
	1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	836円	1,672円	2,508円			4,502円	5,338円	6,174円
要介護2	883円	1,766円	2,649円			4,549円	5,432円	6,315円
要介護3	948円	1,896円	2,844円			4,614円	5,562円	6,510円
要介護4	1,003円	2,006円	3,009円			4,669円	5,672円	6,675円
要介護5	1,056円	2,112円	3,168円			4,722円	5,778円	6,834円

※注1 配偶者と世帯全員が市町村民税課税の場合の金額です。詳細は、下の表にある負担限度額をご覧ください。

●加算一覧 (1割負担の方の場合)

※ 加算一覧の○は常時加算となり、空白は要件が該当する場合に加算となります。

※ 加算金額は1日あたりの金額となります。

短期入所療養介護

・加算料金 (該当の場合のみ加算 / 1日当たりの料金に加算: 円)

○	送迎加算 #1、#2	184/片道
○	夜勤職員配置加算	24円
	個別リハビリテーション実施加算	240円
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円
	緊急短期入所受入加算	90円
	若年性認知症利用者受入加算	120円
	重度療養管理加算	120円
○	在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	51円
	総合医学管理加算	275円
	口腔連携強化加算	50円
	療養食加算	8円
	認知症専門ケア加算 (I)	3円

	認知症専門ケア加算 (II)	4円
	緊急時治療管理	518円
	生産性向上推進体制加算 (I)	100/月
	生産性向上推進体制加算 (II)	10/月
○	サービス提供体制強化加算 (I)	22円
	サービス提供体制強化加算 (II)	18円
	サービス提供体制強化加算 (III)	6円
	介護職員等処遇改善加算 (I)	+75/1000
	介護職員等処遇改善加算 (II)	+71/1000
○	介護職員等処遇改善加算 (III)	+54/1000
	介護職員等処遇改善加算 (IV)	+44/1000

※注1 施設にて行き・帰りの送迎を希望した場合は、2回分の料金をご請求させていただきます。

※注2 利用した日数の介護保険合計額 (食費・居住費等除く) に 0.039 を乗じた金額となります。

・その他料金（該当の場合その他のみ加算 / 利用頻度に応じて加算：円）

特別室 A (4室)	テレビ・冷蔵庫・リクライニングチェア、スツール、木製チェスト・キャビネット等	1,100円
特別室 B (36室)	テレビ、折りたたみチェア・木製チェスト、キャビネット等	330円
日常生活品費	ティッシュペーパー、シャンプー、ボディソープ等の費用/日額	81円
	歯ブラシ（歯科医師推奨） / 1本	43円
教養娯楽費	レクリエーションで使用する材料費	実費
理髪料	カットのみ	1,545円
私物洗濯代	業者委託費対応 / 定額制 月（28日の場合）：6,300円（税込） 月（29日の場合）：6,525円（税込） 月（30日の場合）：6,750円（税込） 月（31日の場合）：6,975円（税込） ※月途中の入退所の場合は日割計算【利用日数×225円（税込）】の契約となります。 ご希望の際は、別途契約書が必要となります。	※225円 (日割の場合)
短期入所証明書	入所されていることの証明書を発行した場合	3,300円
持ち込み品の電気使用料	テレビ35円：ラジカセ・ポット等11円/日額（特別室利用以外の方）	実費
支払証明書	領収書を紛失等した際の証明書発行料 / 1通につき	1,100円
個人情報開示手数料	個人情報に関する開示（面会簿・サービス提供の記録等）/1通につき	2,200円
	書面での開示（コピー）を請求した場合/1通につき	11円
死亡診断書	施設において死亡診断書を作成・発行した場合	5,500円

#1 通常事業の実施範囲を超える地域の送迎を行った場合、介護保険上の送迎加算とは別に当施設が規定する送迎車両使用料を負担して頂く場合があります。

#2 自宅以外（医療機関・介護施設等）から施設への送迎を行った場合、介護保険上の送迎加算ではなく、別に当施設が規定する送迎車両使用料を負担して頂きます。

※ 上記#1・#2の場合は、別に書類（使用同意書）を作成していただく事となります。

※ その他利用料金につきましては、税込表示となっております。

#3 利用者（身元引受人）の意向により、介護保険給付外サービスの提供を実施した場合は基本サービス費及び加算にかかる費用は全額自己負担（10割負担）となります。また、滞在費・食費において負担限度額認定適用の場合も介護保険給付外サービスの利用期間は適用外となり、1日あたり 滞在費 2,066円 食費 1,600円をご負担いただく事となります。

負担限度額

施設サービス（短期入所療養介護も含む）を利用するにあたり、所得が少ない方の負担が重くならないよう、所得に応じて負担限度額を設けております。下記の要件に該当する場合は、市区町村の役所内にある介護保険担当窓口にて申請して頂くと食費および居住費の減免が受けられます。

区 分	適 用 要 件	食 費	居 住 費
第 4 段階	下記以外の方	1,380 円／日	2,066 円／日
第 3 段階	配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円を超える方 本人の預貯金等が 1000 万円以下（配偶者がいる場合は夫婦合わせて 2000 万円以下）	1,000 円／日	1,370 円／日
第 2 段階	配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以下の方 本人の預貯金等が 1000 万円以下（配偶者がいる場合は夫婦合わせて 2000 万円以下）	600 円／日	880 円／日
第 1 段階	配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金または生活保護受給者の方	300 円／日	880 円／日